

新型コロナウイルス感染症対策に係る箱根町取組方針

令和2年6月1日制定

令和2年7月20日改定

箱根町新型コロナウイルス感染症対策本部

5月25日に神奈川県を含む首都圏は緊急事態宣言が解除された。しかしながら新型コロナウイルスの感染が拡大することへの懸念が払しょくされない状況であることから、引き続き、町では感染を予防するため、日常生活の中で「新たな生活様式」を心がけていくことを呼びかけるなど新型コロナウイルスの感染再拡大防止に向けて、次の方針で取り組む。

1 「新たな生活様式」への移行と定着

町民への外出自粛の要請を解除し、町民に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を回避するとともに、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染対策の継続及び感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を呼びかける。

町職員は、一人ひとりが日常の感染防止対策に努めるとともに、換気や消毒など職場の感染防止対策に努める。

2 町主催のイベント等の開催

イベントの開催にあたっては、感染拡大防止策を講じたうえで可能とする。

ただし、リスクの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

【感染拡大予防対策】

- ・発熱・せき等、風邪の諸症状が見られる方の参加見合わせ
- ・参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底及び入場時のアルコール消毒液の設置
- ・密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- ・感染発生を想定した参加者の連絡先の把握

3 町立施設の運営

「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指消毒設備の設置」「利用者へのマスクの着用の要請」等を含め、「三つの密」を回避する感染防止対策を講じる。

4 会議室等の利用

別添資料1「会議室等を利用する場合の新型コロナウイルス感染防止対策」を

徹底させたいうえで、利用をお願いします。

5 町民への周知

ホームページ、回覧、メルマガ、TVK データ放送などあらゆる媒体を活用し、町が行う取り組みの周知に努める。

6 町の実施体制

全庁を挙げて、感染症の拡大防止や町民への支援や事業者への経済対策等に注力する。

7 感染拡大（2波）に向けた対応

（1）町内に感染者が確認された際の対応

町立施設の利用制限等を対策本部会議に諮る。

（2）神奈川県警戒アラートが発出された際の対応

町民に「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所には行かないことを呼びかけるとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

（3）緊急事態宣言が出された際の対応

改めて、特措法に基づく緊急事態措置に係る箱根町実施方針を定め、県が要請する緊急事態措置に協力する。

8 その他

- ・ 4月13日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る箱根町実施方針」は緊急事態措置に伴い5月25日をもって廃止する。
- ・ 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や通常に戻すなど、柔軟に対応する。

会議室等を利用する場合の新型コロナウイルス感染防止対策

会議室等の利用については、主催者において、適切な感染予防対策を講じたうえで、利用するようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として、3つの密、「密閉」「密集」「密接」が揃うとクラスター(集団)発生のリスクが高くなりますので、3つの密が重ならないよう工夫してください。

【3密を回避するための対策】

① 換気の励行

- ・窓のある環境では、2方向以上の窓を同時に開ける。
- ・換気扇を稼働させる。

② 人の密度を下げる

- ・お互いの距離を1～2メートル程度あけるなどして、人の密度を下げる。

③ 飛沫感染等の防止

- ・近距離での会話を避ける。やむを得ない場合には、マスクの着用等で飛沫が飛ばないように注意する。

【その他留意事項】

○ 参加者の体調把握

- ・風邪のような症状がある方は、参加を控えるようお願いする。

○ 感染予防対策の徹底

- ・利用者が感染予防対策(参加者のマスク着用や手指消毒、咳エチケット、手に触れる場所のアルコール等での拭き取りの徹底)が図れないと施設管理者が判断した場合は、利用を中止する場合があります。

○ 参加者名簿の作成

- ・主催者は、参加者の連絡先(住所、電話番号等)を把握しておく。

※ 国から示される方針や専門家会議の見解を踏まえて、適宜対応の見直しを図っていきます